

「大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書」改定前後比較表[滋賀県・高島市]

1. 「大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書」

改定前（２０１３年 ４月 ５日締結）	改定後（２０１９年３月２７日改定）	備考
大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書 滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の大飯発電所（以下「発電所」という。）保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。 （関係法令の遵守） 第１条 丙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。 （計画の報告） 第２条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行なおうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。 ２ 第１項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。 （輸送計画の事前） 第３条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、甲あるいは乙に連絡しなければならない。	大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書 滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の大飯発電所（以下「発電所」という。）保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。 （関係法令の遵守） 第１条 丙は、発電所の増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。 （計画の報告） 第２条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行なおうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。 ２ 第１項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。 （廃止措置計画の事前説明） 第２条の２ 丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲、乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。 （輸送計画の事前） 第３条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、甲あるいは乙に連絡しなければならない。	○廃止措置に関する記載を追加 ○廃止措置に関する記載を追加 ○廃止措置計画の事前説明に関する項目を追加

改定前（２０１３年 ４月 ５日締結）	改定後（２０１９年３月２７日改定）	備考
（現地確認） 第６条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。 ２ 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。 ３ 第１項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。 ４ 甲、乙および丙は、第１項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。 （損害の補償） 第７条 丙は、発電所の保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。 （原子力防災対策） 第８条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 ２ 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 （公衆への広報） 第９条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない （連絡の方法） 第１０条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 （１）第２条、第３条および第４条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 （２）第５条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。	（現地確認） 第６条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。 ２ 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。 ３ 第１項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。 ４ 甲、乙および丙は、第１項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。 （損害の補償） 第７条 丙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。 （原子力防災対策） 第８条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 ２ 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。 （公衆への広報） 第９条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない （連絡の方法） 第１０条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 （１）第２条、第２条の２、第３条および第４条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 （２）第５条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。	○廃止措置に関する記載を追加 ○廃止措置に関する対象条文を追加

改定前（２０１３年 ４月 ５日締結）	改定後（２０１９年３月２７日改定）	備考
（３）その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。 （連絡の発受信者） 第１１条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑におこなうため、連絡責任者を定めるものとする。 （協定書の改定） 第１２条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。 （疑義または定めのない事項） 第１３条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。 この協定締結の証として、本書３通を作成し、記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。 ２０１３年 ４月 ５日	（３）その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。 （連絡の発受信者） 第１１条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑におこなうため、連絡責任者を定めるものとする。 （協定書の改定） 第１２条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。 （疑義または定めのない事項） 第１３条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。 この協定締結の証として、本書３通を作成し、記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。 ２０１３年 ４月 ５日 ２０１９年 ３月２７日改正	